令和4管理年度(令和4年1月~令和4年12月)まあじ 漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

令和3年9月 水 産 庁

1 TAC(案)

(1)設定の考え方

本資源については、太平洋系群及び対馬暖流系群について、令和2年に開催された 資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙2-5 に定められた漁獲シナリオで算定されたABC(生物学的許容漁獲量)の合計値 を、まあじTACとする。

- (2) 資源管理基本方針別紙2-5の漁獲シナリオの概要
- ① 親魚量が令和 13 年に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、 漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に 安全係数 (β:まあじ太平洋系群 0.8、まあじ対馬暖流系群 0.95) を乗じた漁獲 圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に 応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする(実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される)。
- ③ まあじ対馬暖流系群について、資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するため、上記の漁獲圧力に加え、さらに 0.89 を乗じる。
- ④ ②及び③により得られる値の合計値を生物学的許容漁獲量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
- (3)令和4管理年度(令和4年1月1日~令和4年12月31日)のTAC(案)

特定水産資源	TAC		
まあじ	156, 200 トン		

(参考1)別紙2-5の資源管理の目標

- 1 まあじ太平洋系群
- (1) 目標管理基準値:60 チトン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- (2) 限界管理基準値:15 千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)

- 2 まあじ対馬暖流系群
- (1) 目標管理基準値:254 千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- (2) 限界管理基準値: 107 千トン(最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量)

(参考2) まあじTACの推移

単位:万トン

特定水産資源	R4 年	R3 年	R2 年	R1 年	H30 年
	(案)	(2021年)	(2020年)	(2019年)	(2018年)
まあじ	15. 6	15. 1	22. 3	21. 3	21. 7

2 配分(案)

- (1) TACの20パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において 必要となる数量を含めるものとする。
- (2)過去3か年(平成29年から令和元年まで)の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3)配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。
- (参考) 令和3年9月時点で、以下に該当する留保からの追加配分及び融通については、 事前に水産政策審議会の了解を得て、審議会へは事後報告で対応できることとされ ている
 - (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば 国の留保からの配分について、予め定めた計算方法(いわゆる「75%ルール」)に 則り、漁獲可能量の配分を変更する場合
 - (2)融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

令和4管理年度まあじ漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定力	k産資源	TAC(トン)				
ま	まあじ			156,200		
		大臣管	数量(トン) 46,300			
		知事管理分				
	都道府県名	数量(トン)	注記			
	島根県	23,100	│ │ 北海道、青森県、 │ 城県、秋田県、山			
	山口県	2,900				
	長崎県	20,200	福井県、静岡県、愛知県、三 重県、京都府、大阪府、兵庫 県、和歌山県、鳥取県、岡山			
	大分県	2,900	県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐			
	宮崎県	3,200	賀県及び熊本県に 現行水準とする。 	ついては、		
	鹿児島県	3,100				
	留保(トン)		31,200			